

一般財団法人日本実演芸術福祉財団

令和7年度（2025年度）事業報告

2025年7月22日～2026年5月31日

1. 法人の概況

1.1 設立年月日

2025年7月22日

1.2 定款に定める目的

この法人は、実演芸術の担い手である芸術家、実演家、スタッフ等が心おきなく安心、安全に仕事を続けることのできる活動環境を整備することを通し、わが国の演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能など文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

1.3 定款に定める事業

この法人は、定款に定める目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 実演芸術に係る労災保険特別加入団体（芸能関係作業従事者）の運営
- (2) 実演芸術の担い手の福祉向上
- (3) 実演芸術の担い手の活動環境、福祉の促進についての調査・研究及び提言
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

1.4 賛同会員に関する事項（2026年5月31日現在）

区分	団体数
特別賛助会員	4
賛助会員	1
協同会員	17
合計	22

1.5 主たる事務所の状況

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

1.6 評議員、役員に関する事項

評議員	安孫子正	公益社団法人日本演劇興行協会会長
	金井勇一郎	一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク理事
	斎藤友佳理	東京バレエ団団長
	春風亭昇太	落語家、公益社団法人落語芸術協会会長
	横田健二	一般社団法人日本舞台技術スタッフ団体連合会代表理事
代表理事	望月正樹	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会理事 公益社団法人日本オーケストラ連盟専務理事
事務局担当理事	榎野睦子	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 著作隣接権総合研究所研究室長
理事	出口正之	公益事業支援協会副理事長 総合研究大学院大学名誉教授
	寺田航	一般社団法人日本舞台技術スタッフ団体連合会代表理事
	福島明夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会常務理事 公益社団法人日本劇団協議会専務理事
	松田和彦	一般社団法人緊急事態舞台芸術ネットワーク
	吉浦高志	公益社団法人日本演劇興行協会事務局長
監事	大井法子	弁護士

1.7 評議員会、理事会の開催に関する事項

(1) 評議員会

◇令和7年度 第1回評議員会（2025年7月23日）

第1号議案 理事会報告（報告）

第2号議案 今後の進め方について（報告）

(2) 理事会

◇令和7年度 第1回理事会 (2025年7月23日)

第1号議案 中長期事業計画案について (承認)

第2号議案 予算案について (承認)

第3号議案 賛同会費について (承認)

第4号議案 (一財)日本実演芸術福祉財団労災保険センターの設立について (承認)

第5号議案 今後の進め方について (承認)

◇令和7年度 第2回理事会 (令和7年10月8日)

第1号議案 (一財)日本実演芸術福祉財団 労災保険センターについて (報告)

第2号議案 会員規約について (承認)

第3号議案 個人情報保護規程について (承認)

第4号議案 災害防止等に関する研修会の実施について (承認)

第5号議案 認定マークについて (承認)

第6号議案 他の特別加入団体との連携について (報告)

第7号議案 その他 (承認)

◇令和7年度 第3回理事会 (令和8年5月11日)

第1号議案 令和7年度活動状況について (報告)

第2号議案 令和8年度事業計画・予算について (承認)

第3号議案 労災保険特別加入制度の改善に向けた働きかけについて (承認)

第4号議案 個人加入促進及び資金調達のための方策について (報告)

2. 事業の状況

2.1 労災保険特別加入団体運営事業

2025年10月1日、この法人を母体として、東京労働局より (一財)日本実演芸術福祉財団

労災保険センターの設立を承認された。

同センターの運営を支援し、労災保険特別加入制度の普及及び実演家等の加入促進を図った。

<労災保険特別加入者数（2026 年 5 月 31 日現在）>

会員種別	団体数	加入者数
団体加入 A	1 1 団体	4 6 5 人
団体加入 B	5 団体	3 0 人
個人加入		7 3 人
合 計	1 6 団体	5 6 8 人

2.2 調査研究・提言事業

この法人の設立を広く周知するとともに、実演家等の社会福祉向上に対する意識を喚起するため、以下の講演・執筆活動を行った。

実施時期	内容
2025.12	芸団協「芸術家のための社会保障シンポジウム」登壇
2026.1	著作権情報センター『コピライト』巻頭言執筆
2026.1	ART JOB FAIR プレイベント登壇
2026.1	令和 7 年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業「諸外国の文化政策等に関する調査・研究」研究会講演、報告書執筆
2026.3	ネット TAM コラム執筆

附属明細書

令和7年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する「附属明細書」（事業報告の内容を補足する重要な事項）が存在しないので、これを作成しない。